

業務にも役立つ実践的な知識を得て、
ワンランク上の「専門家」へ！

第11回(2021年度) 競売不動産 取扱主任者 資格試験

一般社団法人
不動産競売流通協会 (FKR)
不動産競売流通市場の発展と目利きを促進し、取引を円滑にします

法務大臣認証裁判外紛争解決機関「日本不動産仲裁機構」
裁判外紛争解決 (ADR) 調停人基礎資格

Alternative Dispute Resolution
調停人基礎資格
法務大臣認証裁判外紛争解決機関
(一社)日本不動産仲裁機構

試験日

2021年12月12日(日)

14時00分～16時00分
(入室開始13時00分～)

申込受付期間

☑ 郵送出願

2021年8月2日(月)～10月31日(日)
※当日消印有効

📺 インターネット出願

2021年8月2日(月)～10月31日(日)
※23時59分迄

試験会場

全国14都市で開催

札幌 仙台 新潟 金沢 埼玉 千葉 東京
横浜 名古屋 大阪 高松 広島 福岡 那覇

試験願書配布

※主要大手書店での設置配布もございます

2021年8月2日(月)～10月31日(日)
ホームページより請求

受験手数料

9,700円 (税込)

受験資格

なし ※主任者登録には宅地建物取引士あるいは宅地建物取引士資格等の要件があります。

合格発表

2022年1月12日(水)
※ホームページにて発表

受験者の皆様へ 新型コロナウイルス感染対策について



定員50%以下での講義実施

すべての講義会場で定員の50%以下の講義環境となります。



マスクの着用をお願い致します

受講時のマスク着用を義務付けさせていただきます。(受験者確認の為一時外していただく場合もございます)

試験に関する詳細・お問い合わせは協会ホームページから

不動産競売流通協会

検索



【試験センター】一般社団法人不動産競売流通協会 (FKR) 住所:〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10-1 第一大門ビル7階

<https://fkr.or.jp>

受験から主任者登録までの流れ



受験



試験勉強におすすめ！

- ・公式テキスト&演習問題集
- ・競売不動産取扱主任者 DVD 講座
- ・試験対策直前講座 など



合格



登録講習



主任者証
交付



1. 申込方法

一般社団法人不動産競売流通協会ホームページより受験案内（願書）をご請求ください。

郵送・インターネットにて申込受付となります。

【受験案内（願書）配布機関】2021年8月2日（月）～10月31日（日）

【申込（出願）〆切】2021年10月31日（日）

【受験料】9,700円（税込）

【受験資格】なし

2. 試験（年1回実施）

【試験日】2021年12月12日（日）14:00～16:00（120分）

【試験地】全国14都市

札幌・仙台・新潟・金沢・埼玉・千葉・東京・横浜・名古屋・大阪
広島・高松・福岡・那覇

【出題形式】マークシート方式（四肢択一）で全50問

不動産競売実務、民事執行法、民事訴訟法、民法、宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法、税法、裁判所資料の正確な理解、競売不動産の出品から、落札、明渡までとその付随する物の法律知識等。

合格発表 2022年1月12日（水）

2020年度試験実績

受験者数：1,513名 合格者数：459名 合格率：30.3%

不動産業従事者6割 金融業従事者2割 士業1割 その他（学生含）1割

延べ受験者数：18,005名 競売不動産取扱主任者®登録者：3,000名

【登録の要件】

- ①宅地建物取引士（主任者）あるいは宅地建物取引士（主任者）試験合格者
- ②協会の主催する「競売不動産取扱主任者®」登録講習を受講した方。登録講習は別途費用（15,000円税別）

登録・主任者証交付手数料 15,000円（税別）主任者証の有効期限は交付日より5年間です。

更新は、更新時講習の受講後、新たな主任者証を交付いたします。

更新時講習と交付手数料を合わせて18,000円（税別）になります。

法務大臣認証裁判外紛争解決機関「日本不動産仲裁機構」 ADR 調停人基礎資格

Alternative Dispute Resolution

調停人基礎資格

法務大臣認証裁判外紛争解決機関
（一社）日本不動産仲裁機構

競売不動産取扱主任者®は、日本不動産仲裁機構の調停人候補者の基礎資格です。

ADR調停人となった競売不動産取扱主任者®は、占有者解除トラブルに関するADR業務を実施することができます。

※通常、報酬を得て、明渡交渉のみを行うことは弁護士法において禁止される「非弁行為」でしたが、競売ADR調停人になることで合法的にトラブル解決まで実施できるようになります。

法務大臣より認証されていることで、信頼性が向上します。

本来、弁護士でない者は、報酬を得て法的なトラブルに介入することは認められていません（弁護士法第72条）

したがって、これまでは、業務上のお客様からの相談や現場調査などを受けた場合でも、トラブルの内容自体に関わることは弁護士法違反（非弁行為）となる恐れがありました。

法務大臣認証ADR調停人となることで、「不動産競売」専門分野の範囲については、報酬を得、認証ADRの手続において最終的な和解の斡旋までを正当な業務として実行可能となるため、

業務の信頼性が飛躍的に向上します。

